

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人広徳会（以下「この法人」という。）の定款第九条及び第二三条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、定時評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤の役員（理事長等）の職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 監事は、無報酬とする。
- 3 非常勤役員は、無報酬とする。
- 4 評議員は、無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤理事の各年度の報酬総額は、各常勤理事一人あたり 360 万円を超えない範囲とし、別表第1「常勤理事の報酬」のとおりとする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、旅費規則に準じて出張費として支給することができる。
- 3 役員及び評議員が理事会及び評議員会等に出席した際の費用弁償は、別表第2「役員及

び評議員の報酬等」に基づき支給する。なお、職員としての立場を有する理事に対しては、旅費は支給しない。

(報酬等の支給日)

第6条 役員の報酬の支給日は職員給与の支払日（その日が休日に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い休日ではない日）とする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成30年11月30日から施行し、平成30年12月1日より適用する。

別表第1 常勤理事の報酬

(1) 常勤理事の報酬

	報酬月額
理事長	30万円以内

別表第2 役員及び評議員の報酬等

(2) 理事会・評議員会等出席及び監事監査報酬等

	旅費
非常勤役員	1キロメートルにつき20円
評議員	

	費用弁償の額
監事監査 費用弁償	4,000円

(3) その他業務に係る報酬等

	旅費
非常勤役員	旅費規程による。
評議員	